

議第45号

三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

三島市税賦課徴収条例（昭和26年三島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第17条 法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年5月15日提出

三島市長 豊岡 武士